

トップ > 年金について > 国民年金 > 国民年金保険料の免除・猶予・追納 > 平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります


### 申請・手続きを調べる

- ▶ 20歳になった方
- ▶ 年金に加入している(する)方
- ▶ 事業主の方
- ▶ 年金を請求する方
- ▶ 年金受給者の方
- ▶ 海外に居住する方
- ▶ 年金相談をする方

### 年金のことを調べる

- ▶ 年金制度全般  
加入と保険料納付
  - ▶ 国民年金
  - ▶ 厚生年金保険  
<健康保険(協会けんぽ)等>
- 年金の受け取り
  - ▶ 老齢年金
  - ▶ 障害年金
  - ▶ 遺族年金
  - ▶ その他の給付
  - ▶ これから受給する方(60-65歳)
- ▶ 社会保険協定
- ▶ マクロ経済スライドとは
- ▶ 各種特例法
- ▶ 年金用語集
- ▶ 主な疑義照会と回答

社会保険の手続きは  
電子申請  
電子媒体申請が  
便利です!




基礎年金番号  
年金手帳について

通知書の見方を調べる  
(ねんきん定期便や年金受給者  
あて各種通知など)

パンフレット

お客様の声を  
大切にしています



### インフォメーション

- ▶ 日本年金機構へのご意見・ご要望
- ▶ 法令等違反通報窓口
- ▶ 法人文書の開示及び個人情報の開示

日本年金機構公式  
Twitter



## 平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります

160020-998-824-673 更新日: 2018年8月10日 [印刷する](#)

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

### 1. 国民年金保険料が免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※ 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

### 2. 対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

### 3. 施行日

平成31年4月1日

### 4. 申請方法

出産予定日の6か月前から提出可能です。速やかに提出してください。

※ ただし、提出ができるのは平成31年4月からです。

### 申請先

住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出してください。

### 申請書類

申請書は、提出ができる平成31年4月から年金事務所または市（区）役所・町村役場の国民年金の窓口へ備え付けます。

また、平成31年4月以降からホームページからもプリントアウトすることができるようにする予定です。

### 問い合わせ先

- ▶ [お近くの年金事務所](#)

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度にかかるQ & Aについては、[こちら\(PDF 68KB\)](#)をご覧ください。

### 関連リンク

- ▶ [保険料を納めることが、経済的に難しいとき](#)
- ▶ [学生納付特例制度](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

▲ [上に戻る](#)